

桜井市議会改革特別委員会行政視察報告書



兵庫県洲本市議会本会議場

I 概要

桜井市議会改革特別委員会行政視察

- 1 期 日 平成 25 年 8 月 21 日 (水)
- 2 派遣委員 (委員長) 我妻 力 (副委員長) 大西 亘
(委員) 井戸 良美 (委員) 工藤 将之
(委員) 阪口 豊 (委員) 西 忠吉
(委員) 吉田 忠雄 (委員) 岡田 光司
(委員) 土家 靖起 (委員) 東 俊克
(委員) 東山 利克 (委員) 万波 迪義
(委員) 工藤 行義 (委員) 札辻 輝巳
以上 14 名
- 3 視察地
兵庫県洲本市本町 3 丁目 4 番 10 号
・ 洲本市
人口 47,254 人 (平成 25 年 3 月現在)
面積 182.48K m²
- 4 視察目的
人口規模や議員定数が本市に近い上、平成 22 年に議会基本条例を制定し、開かれた議会への努力と改革に熱心であることから、経過やこれまでの取り組みを聞き、当委員会の一層の推進を図ることを目的とする。
- 5 視察事項
議会改革及び議会基本条例について

本委員会は、議長の承認を得て、上記のとおり派遣を許可され、視察事項のとおり研修を行いました。



II 研修内容のまとめ

〔兵庫県洲本市の概要〕

洲本市は、淡路島の中央部に位置し、東は大阪湾、西は播磨灘に面し、北は淡路市、南は南あわじ市に接しています。

本州と四国を結ぶ神戸淡路鳴門自動車道が南北を縦断し、島内の幹線である国道 28 号や県道が地域拠点間を結んでいるなど、都市間、地域間交通の要衝として重要な地位を占めています。

平成 18 年 2 月 11 日に旧洲本市と旧津名郡五色町とが新設合併され、現在に至っています。

〔洲本市が議会基本条例を制定した理由と条例のねらい〕

平成 20 年の夏に連合町内会から、「現在の議員定数を 28 から 22 に削減せよ」という要望書が出されたのをきっかけに、定数だけを問題とするのではなく、一から議会の在り方を議論するべく、条例に基づかない任意の委員会である議会改革検討委員会を設置し、議員間討議や市民への広報について議論する中で、議会基本条例の制定に至る。議会として、二元代表制の下で担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を明文化することにより、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

【所 感】

平成 22 年 3 月に議会改革基本条例を施行された洲本市での視察では、条例作成など様々な取り組みの中心を担ってこられた現議会運営委員長から、議会基本条例の制定過程や、現在行っている議会報告会の現状について、詳しい説明を受けた。洲本市議会基本条例施行後の議員、理事者、市民の意識の変化や実際に議会報告会を行った場合の成果などの質疑応答を行い、市民に開かれた議会に向けた改革を実施していることが良く理解できた。今後、桜井市が議会改革基本条例を策定していく際には、良い参考になると思われる。



行政視察（洲本市）